

セット割引条件定義書 『ガス・電気セット割引』

株式会社コーラガス日本

セット割引条件定義書『ガス・電気セット割引』（以下「定義書」といいます。）は、株式会社コーラガス日本（以下「取次店」といいます。）の 電気供給約款にもとづき、取次店およびグループ会社のガスを使用する契約（以下「ガスの契約」といいます。）をいただいているお客さま向けに、電気供給約款に従い計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

1 実施期日

定義書は、平成 28 年 4 月 1 日から電気の供給を開始するお客さまに適用します。

2 定義

電気供給約款に定義される言葉は、定義書においても同様の意味で使用します。

3 適用条件

取次店は、以下の条件を満たすお客さまからのお申し込みを、取次店が承諾した場合に、セット割引を適用します。ただし、取次店が別途認めた場合はこの限りではありません。

- (1) お客さまが、取次店の電気供給約款にもとづく電気供給契約（以下「電気の契約」といいます。）の契約者であり、かつ、ガスの契約の契約者であること。
なお、電気の供給を開始する時点で、お客さまが取次店のガスを使用していない場合には、取次店が電気供給契約の申し込みとガス使用契約の申し込みを同時に受け付け、承諾した場合であって、電気の供給開始からガスの使用開始までの日数が 30 日未満であることとします。
- (2) お客さまの電気の契約における需要場所が、原則として、お客さまのガスの契約における需要場所の範囲内であること。
- (3) ガスの契約により計算されるガス料金と電気の契約により計算される電気料金を合算してお支払うこと。

4 割引内容

取次店は、**3 適用条件** に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、基本料金とお客さまが使用した電力量にもとづき計算された電力量料金の合計から、以下の計算式により算定された割引額を差引いた金額を適用します。

契約種別メニュー	契約電流	割引計算
コーラガスでんき B プラン	10A・15A・20A・30A・	(基本料金+電力量料金) × 1%
実質再エネ B プラン	40A・50A・60A	
コーラガスでんき C プラン	——	
実質再エネ C プラン		

契約種別メニュー	契約電流	割引計算
ハッピーS・バリューM・ワンダフルL (実質再エネ) ハッピーS・バリューM・ワンダフルL	10A・15A・20A・30A・ 40A・50A・60A	
(食べとくエコ) ハッピーS・バリューM・ワンダフルL (実質再エネ食べとくエコ) ハッピーS・バリューM・ワンダフルL	30A・40A・50A・60A	(基本料金+電力量料金)×1%

※燃料費等調整額および再エネ賦課金は割引計算の対象としません。

※上記計算式で算定された割引額（税込）は、小数点以下第3位を切り上げます。

5 日割計算時の割引額

電気供給約款 21 日割計算 (1) にもとづき基本料金を日割にて計算する場合も、同様の計算にもとづき割引額を計算して、適用します。

6 適用期間

- (1) セット割引の適用開始日は、原則としてセット割引の対象となる電気料金の発生日とします。ただし、お客さまが新たに電気の供給を開始した後にガスの使用を開始した場合には、ガスの使用開始日以降の取次店がお客さまからのお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日とします。
- (2) セット割の適用期間は、(1) に定める適用開始日からセット割引の対象となる電気供給契約が満了する日までとします。

7 適用廃止

取次店は、お客さまが、3 適用条件 を満たさないことが判明した場合には、セット割引の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、それぞれその原因ごとに以下のとおりとします。

- (1) 電気の契約が終了する場合

電気供給約款 40 お申し出による供給契約の終了 または 電気供給約款 42 解約等 による契約の終了日

- (2) 契約者が変更される場合

電気供給約款 38 供給契約の変更 (2) により契約者が変更された日

- (3) (1) (2) 以外の事由による場合

当該事由発生日の直後の電気の検針日

なお、当該事由発生日の直後の電気の検針日までの間に電気の契約が終了した場合は、(1) で定める契約の終了日

8 定義書の変更および廃止

- (1) 取次店は、定義書を変更する場合には、**電気供給約款 2 本約款等の変更** を適用するものとし、「本約款等」を「定義書」と読み替えて適用します。
- (2) 取次店は、定義書を廃止することがあります。この場合、取次店はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日をあらかじめ個別に通知する方法または取次店の WEB サイトに掲示する方法により説明し、廃止日が到来したときに廃止されます。
- (3) 定義書の廃止にともない、取次店がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、**電気供給約款 2 本約款等の変更** (2)に準じます。